

## 令和3年度 第1回全国健康保険協会静岡支部評議会議事録

開催日時：令和3年7月20日（火） 10：00～11：40

開催形態：オンライン開催（Zoomを活用）

出席者：足立評議員、岡村評議員、永嶋評議員、藤本評議員、  
牧田評議員、森藤評議員、山本評議員（五十音順）

議 事：1. 令和2年度決算について  
2. インセンティブ制度の見直しについて  
3. 令和2年度静岡支部事業計画の実施結果について

### ○議事の経過

#### 1. 令和2年度決算について

資料1に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

令和2年度の納付猶予分の収入に関して、猶予後に追納された保険料収入は、会計処理上どう反映されるのか。

（事務局）

納付された当該年度の収入として扱います。

〈議長〉

令和2年度決算については、承認ということによろしいか。

〈評議員一同〉

異議なし。

#### 2. インセンティブ制度の見直しについて

資料2および参考資料に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

今回、インセンティブ制度見直しの議論がされているが、今後、更なる見直しは定期的に行うような制度設計なのか。

(事務局)

アクションプランとリンクした定期的な見直しは3年間隔で実施され、次回は令和6年度に向けて実施予定です。また、今回のような国から求められる検討事項や、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための検討は、随時議論される予定です。

〈評議員〉

インセンティブ制度の内容が複雑すぎて理解に苦しむ。文書による説明だけでなく、ポンチ絵のような概略図としてまとめた資料があると助かる。

(事務局)

次回以降の評議会で、できるだけ分かりやすい資料をお示しできるよう努めます。

〈評議員〉

当初は、頑張った支部が報われるような制度設計であったはずであった。特定健診などは、静岡支部としてかなり頑張っていると感じているが、インセンティブの評価としてはあまり反映されていないのが私の印象である。

小規模支部は高い評価を受けやすいが、大規模支部や加入者が年々増加している静岡支部のような中規模支部は、特定健診や特定保健指導実施率等がなかなか反映されにくいため不利であり、これらの支部が不利なままインセンティブの対象が拡大され原資としての料率が引き上げられると、さらに財政的な負担を負うことになると考えられる。

(事務局)

令和元年度実績をもとに作成された各支部の状況を見ると、確かに大規模支部や事業所数、加入者数の増加が著しい支部は、インセンティブ制度に関しては不利な状況であるのが分かります。

〈評議員〉

評議員として意見する場合、支部の利益と協会けんぽ全体の利益とどちらを優先させて考えた方がいいのか。

(事務局)

平均保険料率をどうするか等の大きな議論に関しては、協会けんぽ全加入者のことを考えて議論をしていただくのが評議員の立場であると考えています。一方、インセンティブ制度に関しては、これまで各支部から出てきた意見によると、自支部に少しでも有利な方法をとるという発言が目立っているように思えます。そのた

め、静岡支部の立場として言うべきことはきちんと発言すべきではないかと考えております。

〈評議員〉

協会けんぽ全体の利益を考えることは重要である。一方で、支部の意見を出すときは、地域の実情をきちんと反映しているか、それぞれの地域の立場で見て協会けんぽ全体の運営がどうであるかという視点も重要だと考える。

インセンティブ制度について支部が力を入れて取り組んでいるのに適切に評価に反映されないということであれば、それは本部に伝えるべきではないか。例えば、静岡支部でも力を入れているコラボヘルスなどの事業所との連携に関しては、協会けんぽは他の健保組合と異なり事業所との距離が遠くなりがちのため、その距離を縮める努力をすることは保険者機能を発揮するうえで全国的に必要であると感じるが、そこに関するインセンティブの指標が入っていないように感じる。

〈議長〉

インセンティブ制度の見直しについては、以上でよろしいか。

〈評議員一同〉

異議なし。

### 3. 令和2年度静岡支部事業計画の実施結果について 資料3に基づき、事務局より説明。

〈評議員〉

日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うとあるが、この2週間という期間はどのような理由で設定されているのか。

(事務局)

基本的に資格喪失の届出は、5日以内に事業所より年金事務所へ提出するという決まりがあります。また、保険証回収に関する協会けんぽと年金事務所との連携に、タイムラグが発生することを見込んで2週間以内と設定しております。

〈評議員〉

資格喪失届提出後、遅れて保険証を返納した場合、退職者に返納催告が届く時がある。行き違いというのは理解できるが、心情的に不快に思う場合もあるため、2週間以内の返納催告スケジュールは短いのではないか。

(事務局)

保険証の回収は、喪失後受診を防止する観点があります。早いタイミングで保険証未回収の方に接触することについては、ご理解願います。

〈議長〉

令和2年度静岡支部事業計画の実施結果については、承認としてよろしいか。

〈評議員一同〉

異議なし。